

阿賀野市告示第57号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月18日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 当該建築物の概要

- (1) 所在地 阿賀野市中央町二丁目366番4、367番1、367番2、367番3、
367番3先、367番11、367番12、367番12先、1270番5、
1270番6、1270番7、4308番13、4308番14、4314番5
- (2) 種類 事務所、工場、居宅
- (3) 構造 木、鉄骨、鉄筋コンクリート、コンクリートブロック造
亜鉛メッキ鋼板セメント瓦葺3階建
- (4) 延床面積 1,784.78 m²

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物については、そのまま放置した場合、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態であり、隣接する建築物や通行人等に対し甚大な被害を及ぼす危険性が高いため、危険箇所の除却とともにその敷地内及び建築物内にある動産を搬出し適正に処理すること。

3 措置を命ずる理由

当該建築物は、経年劣化が著しく東側屋根及び2階床が大きく陥没しており、陥没によって落下した資材が外壁の一部を突き破り、隣接する水路に落下した。また、その他屋根材や外壁材等も落下の恐れがあるため、このまま放置すれば近隣住民や通行人等の生命や財産に被害を及ぼす可能性があることから、当該措置を命ずるものである。

4 措置の期限

令和7年4月18日

期限までに措置が履行されなかった場合は、阿賀野市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。

5 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、当該措置に係る範囲において支障となる残置された動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう下記7に示す問合せ先へ通知すること。

6 その他

上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく下記7に示す問合せ先まで報告すること。

7 問合せ先

阿賀野市産業建設部建設課

電話 0250-61-2480